

## 事実調べを実現させ、再審開始決定を勝ち取るための決議

—(案)—

今年には 1963 年に狭山事件が発生してから 60 年になります。狭山差別裁判糾弾闘争は、部落解放運動 100 年の中でも 60 年を占め部落解放運動の中でも大きな位置を占めています。狭山闘争の勝利なくして部落解放はあり得ません。えん罪を許さないという立場と同時に部落差別の完全撤廃という観点からも狭山第 3 次再審闘争を勝利していかなければなりません。

昨年、2022 年 8 月 29 日、狭山事件の弁護団は東京高裁に対して、有罪の決め手とされた「万年筆」についてインク資料の鑑定とこれまでに提出した新証拠の鑑定人 11 人の証人尋問を求める事実取調請求書を提出しました。再審開始のためには、事実調べが極めて重要です。裁判所自らが鑑定人尋問や鑑定をおこない「確定有罪判決に合理的疑いがある」ことを確かめるべきです。

今年 2 月 28 日、検察官は、弁護団が 8 月に提出した「事実取調請求」に対する意見書を提出し、事実調べの必要性はないと主張しています。今後、弁護団は検察官意見書に対して反論するとともに事実調べの必要性を明らかにする意見書を東京高裁に提出します。東京高裁は検察官、弁護団双方の意見書を踏まえて事実調べを行うかどうか判断することになります。

このような重要な局面において狭山東京実行委員会は、あらゆる媒体、手段を講じ、東京高裁に事実調べを求める緊急署名運動を継続、強化するなどこれまで以上の闘いを展開していきます。

狭山事件は部落差別に基づく冤罪事件です。それゆえ差別糾弾闘争として取り組まれています。石川さん逮捕時の余談と偏見に満ちたマスコミの差別報道、警察の被差別部落への見込み捜査など石川さんは部落差別の結果犯人にでっちあげられました。石川一雄さん（84 歳）は事件から 60 年が経った今も、無実を訴え続けています。部落差別と冤罪を許さない社会的世論をつくり、事実調べ実現一再審開始、無罪判決をかちとろう。

右、決議する。

2023 年 3 月 29 日

狭山東京実行委員会第 28 回総会 参加者一同